

繁忙期における雇用保険適用関係書類の提出について

例年、4月の繁忙期においては、雇用保険の取扱件数が通常月の数倍になり、窓口混雑や処理時間の増加など、皆さまには大変ご迷惑をおかけしております。

繁忙期は、担当職員を増員するなどの対策を講じ、迅速な事務処理を行うべく準備を進めておりますが、下記の届出等につきまして皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、ハローワークの窓口では、16時以降は電子申請の集中処理を行うこととしています。来所でのご提出(受付時間)は16時までとなりますのでご理解願います。

☆「資格取得届」の提出について

4月中は、離職票交付、および雇用継続給付金に係る事務処理を優先して取扱いますので、資格取得届のご提出は、可能な限り最繁忙期の4月上旬～中旬を避けていただきますようお願いいたします。

そのため、直接、窓口へ来所される場合は、お預かりする場合がございます。また、郵送等でのお手続きの場合は、お時間をいただくこともありますので、ご理解願います。

なお、取得届の提出期限は、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日まで(4月採用の場合は5月10日まで)となっています。

☆「資格喪失届・離職証明書」の提出について

即時処理を基本としていますが、直接、窓口へ来所される場合は、お預かりする場合がございます。また、郵送等でのお手続きの場合は、お時間をいただくことがありますので、ご理解願います。

なお、郵送でのお手続きをご希望される場合は、返信用封筒(個人情報書類に係る郵便事故を防止するため、できるだけ特定記録分の切手貼付をお願いします)を添えてご提出ください。

また、事務処理時間短縮のため、離職理由の確認書類(自己都合であれば「退職願」、定年や契約期間満了であれば、「就業規則(定年に係る部分)」や「契約書」)の添付をお願いします。

☆雇用継続給付金等について

高年齢雇用継続給付、育児休業給付等の各種給付金について、速やかに処理することを基本としていますが、4月5月においては、いつもの月よりも支給日が遅くなる場合がありますので、ご理解ご協力のほど願います。

☆便利な電子申請をご利用ください

今まで、窓口や郵送で手続きをされていた事業所の皆さま、電子申請の利用をご検討ください。

(メリット)

- ・24時間365日いつでも申請が可能です。
- ・移動時間や交通費、郵送費のコスト削減が期待できます。
- ・無料でGビズID(1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システム)を取得し申請することができます。

※詳しくは、お近くのハローワークへお問い合わせください。

☆お願い

4月5月は、ハローワークの雇用保険窓口は大変混雑します。お問い合わせのお電話がつながりにくい場合がございます。その点、ご理解とご協力をお願いします。